三　代表者氏名
　代表取締役社長　山田　耕藏
四　登録年月日
　平成二十五年三月十二日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　本社　大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号
　東京支店　東京都中央区八重洲二丁目四番六号

○国土交通省告示第二百七十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「一・〇パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「一・二パーセント」並びに同表二の項利率欄中「一・三パーセント」並びに同表三のイの項利率欄中「一・二パーセント」及び同表三のロの項利率欄中「一・三パーセント」並びに同表四の項利率欄中「一・三パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年三月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十九号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第四条第二号に規定する国土交通大臣の指定する事項を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則第四条第二号に規定する国土交通大臣の指定する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　住宅団地の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　前号に掲げるもののほか、集団移転促進事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

○海上保安庁告示第七十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三八度二〇分、北緯三九度四〇分、東経一三六度三〇分、東経一三九度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く。）

ロ　期間　平成二十五年四月一日から平成二十五年四月六日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

国会事項

衆議院

通知書受領及び通知

三月二十五日平田参議院議長から伊吹議長宛、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員
　神﨑　浩昭　原　邦明　中野　寛成
　和田　洋子　長谷雄幸久

同予備委員
　元宿　仁　久米　晃　尾崎　智子
　早川　忠孝　橋本　文彦

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

参議院

議案付託

三月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第三号）

総務委員会に付託

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

財政金融委員会に付託

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

厚生労働委員会に付託

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

農林水産委員会に付託

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第二号）

経済産業委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第一号）

国土交通委員会に付託

質問主意書提出

三月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

エネルギーコスト削減に向けた具体的なアクションに関する質問主意書（藤末健三提出）（第六三号）

質問主意書転送

三月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

六・三・三・四制の抜本的な見直しに関する質問主意書（江口克彦提出）（第六〇号）

地方公務員の給与改定に関する質問主意書（斎藤嘉隆提出）（第六一号）

日朝平壌宣言に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第六二号）

議決通知

三月二十五日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員
　神﨑　浩昭　原　邦明　中野　寛成
　和田　洋子　長谷雄幸**久**

同　予備委員
　元宿　仁　**久**米　晃　尾崎　智子
　早川　忠孝　橋本　文彦

通知書受領

三月二十五日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員
　神﨑　浩昭　原　邦明　中野　寛成
　和田　洋子　長谷雄幸**久**

同　予備委員
　元宿　仁　**久**米　晃　尾崎　智子
　早川　忠孝　橋本　文彦